変更記事	変更年月日	変更事項	位名	所在地	経緯
茨城県茨城港湾事務所管理	平成二十二年四月一日	東北	日立港第二号灯浮標	茨城県日立港（日立港東防波堤北灯台）	一三六―一二八―五三
茨城県茨城港湾事務所管理	平成二十二年四月一日	東北	日立港第四号灯浮標	茨城県日立港（日立港東防波堤北灯台）	一四〇―三七―五九
茨城県茨城港湾事務所管理	平成二十二年四月一日	東北	日立港第三号灯浮標	茨城県日立港（日立港南防波堤メートル灯台の東方約五五〇メートル）	一三六―一二九―〇一
茨城県茨城港湾事務所管理	平成二十二年四月一日	東北	日立港第四号灯浮標	茨城県日立港（日立港東防波堤北灯台）	一四〇―三七―四三
茨城県茨城港湾事務所管理	平成二十二年四月一日	東北	日立港第二号灯浮標	茨城県日立港（日立港東防波堤北灯台）	一三六―一二九―一一
茨城県茨城港湾事務所管理	平成二十二年四月一日	東北	日立港第四号灯浮標	茨城県日立港（日立港東防波堤北灯台）	一四〇―三七―四五
茨城県茨城港湾事務所管理	平成二十二年四月一日	東北	日立港第六号灯浮標	茨城県日立港（日立港東防波堤北灯台）	一三六―一二九―一三〇
茨城県茨城港湾事務所管理	平成二十二年四月一日	東北	日立港第三号灯浮標	茨城県日立港（日立港南防波堤メートル灯台の西南西方約四五〇メートル）	一三六―一二八―五三
茨城県茨城港湾事務所管理	平成二十二年四月一日	東北	日立港第四号灯浮標	茨城県日立港（日立港東防波堤北灯台）	一四〇―三七―五九
茨城県茨城港湾事務所管理	平成二十二年四月一日	東北	日立港第二号灯浮標	茨城県日立港（日立港東防波堤北灯台）	一三六―一二八―五三

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ウエストピーク・グローバル・アドバイザーズ・エル・ピー
２．住所　アメリカ合衆国80302コロラド州、ボウルダー、ウォルナット・ストリート1470
３．代表者の氏名　チーフ・エグゼクティブ・オフィサー　ハーリド・ガユル
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第575号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年12月26日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年６月24日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　サンラ・ワールド株式会社
２．住所　東京都中央区日本橋堀留町１－１－９
３．代表者の氏名　代表取締役　江尻眞理子
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第749号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年12月26日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年６月24日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ジェネレーション・グループ株式会社
２．住所　東京都港区赤坂１－９－29フレス赤坂ビル３階
３．代表者の氏名　代表取締役　フー・ジョン・チー・チョング
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第776号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年12月26日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年６月24日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社タイガーアセットマネジメント
２．住所　千葉県浦安市猫実３－16－33（旧住所：東京都中央区日本橋茅場町２－８－８）
３．代表者の氏名　代表取締役　諸寄　泰明
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第802号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年12月26日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年６月24日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ＦＲＯＭ　ＥＡＳＴ　アセットマネジメント株式会社
２．住所　東京都港区北青山３－６－７青山パラシオタワー11階
３．代表者の氏名　代表取締役　東田　真輝
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1039号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年12月26日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年６月24日

関東財務局長　森川　卓也

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の名称　甲田　英司（ロイズ・インベストメント・パートナー）
２．住所　東京都港区東新橋１－10－２－3707（旧住所：東京都港区六本木６－12－４－901）
３．代表者の氏名　甲田　英司
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1154号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成23年12月26日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成23年６月24日

関東財務局長　森川　卓也